

報告事項（１）

県下全域の逆線引きの取組に係る進捗状況について

先行的な取組（１回目）

先行的な取組（１回目）

取組の経過

令和３～４年度	▶ 逆線引き対象箇所を選定 机上調査及び現地調査により、土地利用状況などを確認し、逆線引きする対象箇所を選定
令和４年１２月～	▶ 地元説明会の案内、開催 逆線引きの取組の概要や対象箇所などを周知するため、対象となる土地の所有者等に対して書面を郵送した上で、 <u>令和５年１月に各区</u> での説明会を開催
令和６年１１月７日	▶ 都市計画審議会への付議 第７３回広島市都市計画審議会に都市計画の変更を付議し、案（逆線引き箇所：２３２地区）のとおり議決。
令和７年３月３１日	▶ 都市計画変更の告示 他の市町の区域と同時に、区域区分等の都市計画の変更を告示。

5

今回の取組（２回目）

6

今回の取組（２回目）

今後の予定

令和７年度	▶ 逆線引き対象箇所の選定 机上調査及び現地調査により、土地利用状況などを確認し、逆線引きする対象箇所を選定
令和８年度	▶ 地元説明会の案内、開催 逆線引きの取組の概要や対象箇所などを周知するため、対象となる土地の所有者等に対して書面を郵送した上で、<u>9月～10月にかけて、各区での説明会を開催</u> ▶ 都市計画の素案作成 都市計画変更の手續に向け、都市計画の素案の作成
令和９年度以降	▶ 都市計画変更の手續 関係機関との調整、公聴会、案の縦覧、都市計画審議会などの都市計画手續を経て、都市計画変更の告示